

記入例2 全国規模の規制改革

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	実現希望区分	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案分野	提案主体名	提案主体分類コード	提案者連絡先								公開の可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
												都道府県	都道府県コード	市町村	番地	担当者連絡先(担当者名)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)			
【記載にあたっての留意事項】	「B. 全国」を選択して下さい。 ※フルダウンメニューから選択して下さい。	特に記載の必要はありません。	要望する規制改革事項の内容を端的に示す事項名を記入して下さい。(最大30字程度)	・要望事項の具体的内容を明確に記入下さい。(必ずしも法令上の問題でなくとも、運用が規制的で問題がある場合も含まれます。) ・要望が法令上の問題である場合には、根拠となる法令等による規制を撤廃する要望であるのか、数量等の規制を緩和する要望であるのか、明確にして下さい。(数量等の緩和については、どこまで緩和する必要があるのかを明確にして下さい。)	・現状の規制等の問題点、規制改革の必要性・根拠を明確にして下さい。 ・特に、これまでに事業の実施を断念した等の具体的事例がある場合には、その経緯を明確にして下さい。 ・再要望を行う場合は、過去の要望における各省庁の回答に対する反論や懸念事項の具体的な解決方法等をできる限りご提示下さい。 ・要望事項が実現した場合に、実施しようとする具体的事業等がありましたら、内容を効果も含め、記入して下さい。	特に記載の必要はありません。	規制等の根拠、又は改正すべきであると考えられる法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。 該当法令等の法律、政令、省令、通達、告示の別が分かるようにして下さい。	対象根拠法令等を所管する省庁名を記入して下さい。	特に記載の必要はありません。	要望主体名を記入して下さい。 複数の主体による共同提案である場合は、当該複数主体を全て「、(読点)」で区切り、併記して下さい。 個人での提案の場合は、「個人」と記入して下さい。	要望主体の分類について、該当するコードを選択して下さい。 ※フルダウンメニューから選択して下さい。	要望主体の所在する都道府県について記入して下さい。	特に記載の必要はありません。	住所地の市町村名を記入して下さい。	住所地の番地を記入して下さい。	担当者の電話番号を半角数字で記入して下さい。	担当者のFAX番号を半角数字で記入して下さい。(ハイパーリンクは設定しないで下さい。)	担当者のe-mailアドレスを半角英字で記入して下さい。	【提案書は公開が前提です。提案書の全てを非公開とする提案については、検討の対象として扱うことはできませんので、予めご了承下さい。】	「非公開部分有り」の場合は、非公開とする箇所及びその理由を具体的に記入して下さい。 「公開」の場合は、記入する必要はありません。	事業の実施内容、提案理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出して下さい。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙して下さい。 また、他の措置事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、関連する事項がある場合には、その内容を明記下さい。	

複数の主体による共同提案である場合は、その連絡担当となる方を記入して下さい。

提案内容の詳細について当該連絡先に当室から連絡・確認させて頂くことがありますので、ご了承願います。

ご記入いただく際に、下記の注意事項を必ずご守りいただきますようお願いいたします。当室でデータを取りまとめる際に、要望の内容が漏れてしまうことを避けるため、ご協力をお願いいたします。

注1) 一人あたり、できるだけ1シートでデータをご提出下さい。1つのデータ内に複数シートに分けないで下さい。(データの容量が大きく、保管上データを分けなければ収まらない場合は、その旨を提出時にお知らせ下さい。)

注2) 1つの要望は、必ず一行でご記入下さい。(セルの統合、空欄の削除は、行わないで下さい。)また、要望は複数の事項をまとめず、項目毎に分けてご記入下さい。

注3) 印刷にあたり、セルの幅は調整いただいても構いません。(欄の追加、削除は行わないで下さい。)

注4) 1セル内には、500字以内でご記入下さい。制限を越える場合には、同一行内の他の欄をご利用いただき、その旨をご記入下さい。他の欄を利用しても字数を超えてしまう場合には、別途資料を添付して下さい。

記入例2 全国規模の規制改革

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	実現希望区分	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案分野	提案主体名	提案主体分類コード	提案者連絡先				公開の可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)				
												都道府県	都道府県コード	市町村	番地				担当者連絡先(担当者名)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)
	B. 全国		エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和	エレベーターに関連しない配管設備であっても、安全性が確保できればエレベーター昇降路への「その他配管設備」の敷設を認めるべきである。	エレベーター昇降路は、建物内の数少ない縦坑であり、既存の建物の用途変更に伴う、インフラ整備に伴う配管配線の敷設に活用できることになれば、光ケーブルの縦坑敷設が容易に、低価格に可能になり、既存建物における「丁情報化を加速的に進めることが可能になる。 本条項の目的は、エレベーターに必要な配管設備以外のものの設置によって、エレベーターの安全性を損なうことになることを懸念したものであるが、エレベーター用配管設備と同等の敷設構造をもたせることなどで、安全性を確保することは可能であり、本条項は不可欠なものではなくなっている。		建築基準法施行令第129条の2の5第1項第3号	国土交通省		〇〇株式会社	民間企業	東京都		△△	'3-1	□□一郎	***-****-**** (内線 **)	***-****-****	***@****.***.***	公開		エレベーター昇降路には、給水、排水や、その他配管設備を設けてはいけないことになっており、「その他配管設備」には昇降機に無関係の電気設備の配管、配線、風道等が該当するとされており、建物内の縦坑である事を活かした設備配管の敷設が禁止されている。
	B. 全国		住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和	共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるよう、住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。	共同住宅の附属駐車場の面積は建物規模及び敷地規模にかかわらず絶対面積にて制限されている。従って共同住宅の規模が大きい場合、①駐車場の設置率を低くする、②敷地を細分化して利用する、③延べ面積に算入されない平面式駐車場を多くする、といった計画とせざるを得ない。その結果、①自動車収容しきれない、②土地の細分化が促進される、③敷地の大部分を平面式駐車場とするため緑地面積が減る、といった弊害が生じている。また、共同住宅の附属駐車場の階数が2階以下に制限されていることによっても同じ弊害が生じている。確かに、一団地認定を取得した場合の緩和措置はあるものの、緩和された上でも、絶対面積制限があるため上記の弊害は生じている。もちろん、住環境を保護する上で、共同住宅等の規模に一定の制限を加えることは理解できる。しかし、一定規模の共同住宅の建設を認めておきながら、駐車場に関する独自の規制が存在するために、共同住宅の規模に見合った駐車場が確保できない、あるいは無理矢理確保するために土地の利用効率の悪い平面式駐車場を多くするといった事態が生ずることは本末転倒である。		建築基準法第48条	国土交通省		社団法人××	社団法人・財団法人	B県		□□	'3-2	〇〇二郎	***-****-**** (内線 **)	***-****-****	***@****.***.***	公開		住居系用途地域において、共同住宅の附属駐車場の面積は低層住居系では600㎡以下、中高層住居系では3000㎡以下に制限されている。また階数についても、低層住居系では1階のみ、中高層住居系では2階以下に制限されている。これらの制限により、共同住宅に必要な不可欠な駐車場が確保できなかつたり、緑地面積が少なくなる等の弊害が生じている。

提案する措置の事項名を記入して下さい。

エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和

要望内容が明確である。

ニーズ、効果が具体的に記述されている。

提案書に非公開とする箇所がある場合には、非公開とする箇所及びその理由を具体的に記入して下さい。

提案書は公開が前提です。提案書の全てを非公開とすることはできません。本欄には、「公開」「非公開部分有り」の別を記入して下さい。

※「公開」とした場合でも、個人の提案の場合は、「提案主体名」欄については、「個人」と公表されるのみで、氏名は公表されません。

要望の背景・ニーズ、現状における弊害が具体的に記述されている。